

同意第 5 号

加東市農業委員会委員の任命に当たり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求める件

加東市農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

1 提案理由

加東市農業委員会の委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第5項の規定に基づき、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないところ、認定農業者等が少なく、委員の過半数（本市においては8人以上）を認定農業者等又はこれに準ずる者とするにとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなるため、法第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「令」という。）第2条第2号の規定に基づき、委員の少なくとも4分の1（本市においては4人以上）を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものである。

2 経緯等

現在の加東市農業委員会の委員15人が、本年5月14日で任期満了を迎えることから、昨年12月21日から本年1月20日までの期間で、次期委員の候補者を募集したところ、15人の推薦と1人の応募があった。そこで、1月29日に農業委員候補者選考委員会を開催して15人の委員候補者を選考したが、そのうち、「認定農業者等」に該当するのは1人のみで、「認定農業者に準ずる者」に該当する5人を加えても計6人であるため、委員の任命に当たり、過半数である8人以上を認定農業者等又はこれに準ずる者とするのは困難な状況となった。本市の認定農業者数は、令和2年12月末現在25人で、委員定数の8倍である120人を下回っているため、認定農業者等が少ない場合に該当する。よって、委員の少なくとも4分の1、すなわち4人以上という要件は満たしているため、そのことについて、議会の同意をいただきたく、提案するものである。

(1) 農業委員の推薦及び応募

ア 推薦及び応募の期間：令和2年12月21日から令和3年1月20日まで

イ 推薦又は応募のあった者の数：16人

(2) 農業委員候補者選考委員会（令和3年1月29日開催）

(3) 委員候補者の決定（15人）

（内訳）ア 認定農業者等（法第8条第5項各号）	1人
イ 認定農業者等に準ずる者（令第2条第1号イ～ヌ）	5人
ウ 利害関係を有しない者（法第8条第6項）	1人
エ ア～ウ以外の農業関係者	8人

3 委員の定数 15人